

東京農工大学大学院農学府（修士課程）に係る学位論文審査基準等 について

1. 学位論文が満たすべき水準及び項目（審査基準）

- (1) 学位論文が、先行研究を理解した上で、適切なテーマ及び研究手法を選択し、学術的な調査、分析及び結果提示を行っていること。
- (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を有していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学位論文が、ディプロマポリシーに基づく観点に合致していること。

2. 審査委員の体制

- (1) 修士の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目の研究指導を担当する教授、准教授及び講師のうちから3人以上とする。
- (2) 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師、本学の他の学府及び研究科の教員並びに他の大学院等の教員等を加えることができる。

3. 審査方法

- (1) 審査委員は、学位論文審査及び最終試験を行う。
- (2) 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある科目又は専門分野等について口頭又は筆記により行う。
- (3) 最終試験は必要に応じ、審査委員のほかに当該プログラムの教授、准教授及び講師を加えることができる。

東京農工大学大学院農学府（4年制博士課程）に係る学位論文審査基準等について

1. 学位論文が満たすべき水準及び項目（審査基準）

- (1) 学位論文が、専門分野に新たな知見を加えるもので、国際的にも高い水準を満たしていること。
- (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を十分に有していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学位論文が、ディプロマポリシーに基づく観点に合致していること。

2. 審査委員の体制

- (1) 農学府共同獣医学専攻の教員(学則第51条第5項に規定する者をいう。)及び岩手大学大学院獣医学研究科の教員5人以上とし、主査1人、副査4人以上の委員をもって組織する。
- (2) 主査は、原則として主指導教員以外の東京農工大学の共同獣医学専攻を担当する教員とし、副査には東京農工大学及び岩手大学の共同獣医学専攻を担当する教員をそれぞれ1名以上含むものとする。
- (3) 農学府・農学部教授会が必要と認めたときは、本学の他の学府、研究科の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができる。ただし、他の大学院等の教員等にあっては、2名を上限とする。

3. 審査方法

【課程修了】

- (1) 学位論文審査及び最終試験を行う。
- (2) 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある科目又は専門分野等について口頭又は筆記により行う。

【課程を経ない者】

- (1) 学位論文審査及び学力の確認を行う。
- (2) 学力の確認は、学位論文に関連ある専攻分野及び外国語について口頭又は筆記により行う。